

# 愛媛教職員組合(JTU えひめ)

2018年10月1日発行

(県人事委員会交渉版)

## 愛媛県人事委員会交渉報告

- ◎ **教職員の勤務時間の把握は、客観的な方法にしてもらいたい！！**
- ◎ **部活動に対する中教審のガイドラインの受け止め方に市町で格差がある。土日の活動に練習試合を組むなどが抜け道にならないよう、厳しく任命権者に言及してほしい！！**

2018年9月7日(金)自治労愛媛県本部・愛媛県職員労働組合・愛媛教職員組合の代表者が、県人事委員会の方と交渉を行いました。その内容(抜粋)をお知らせします。

1. 民間賃金実態に基づき公民較差を精確に把握し、人事委員会勧告制度の下で地方公務員のあるべき賃金を勧告するとともに、現給保障廃止等による較差については賃金水準調整等を用いて是正をはかること。また、月例給においてプラス較差が生じた際は、現行給料表を基礎として全年齢層を対象に配分することとし、公民較差については、当面、現行の比較企業規模を堅持するとともに、一時金の公民比較は、月例給と同様に、同種・同等比較を原則とするラスパイレース比較を行うこと。

**現給保障廃止による給与が下がる職員の是正は？**

**人事委** 愛媛県の民間賃金実態をよく精査して、国家公務員に対する人事院勧告を参考にして、勧告・報告をしたい。給与が下がる職員に対する特別な是正は考えていない。

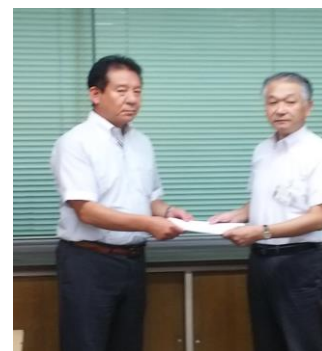
**自治労** 給与が下がる職員は高齢職員であり、定期昇給も抑制、停止されるなど、何重にも不利益が降りかかっている。**是正は必要**である。

2. 臨時・非常勤職員については、不合理な処遇格差を解消させること。また、2020年4月施行の新たな一般職非常勤職員(会計年度任用職員)の制度導入に向けて、均等待遇の原則に基づいて賃金・労働条件の改善など必要な措置を講じること。

**人事委** 2020年4月施行、19年度の職員募集に間に合わすため、県条例改正は遅くとも次の3月議会に諮らないといけないと考えている。任命権者が財政当局と制度設計を進めているはずである。当委員会も意見反映させるが、あなたがた職員団体の意見を聞く機会も持ちたい。

**自治労** **非正規職員**の生存権にかかわる重大なことであるので、進展があり次第、内容を知らせてほしいし、人事委員会と論議を重ねたい。

3. 定年の引上げに関わっては、人事院の「意見の申出」を踏まえ、地方自治体においても確実に実現することとし、地方の実情に応じ適切に対応すること。定年引上げまでの間は、職員の希望どおりの再任用を実現するとともに、再任用職員の生活水準を確保するため、必要な措置を講ずること。



手交の様子：(左)自治労  
愛媛県本部 若宮強委員長

また、常時勤務者については定数外とすること。

**人事委** 人事院勧告は定年延長と再任用の**併用**ということのようだ。**地方公務員**も国家公務員と同時期、同条件で実施できるよう努力したい。

**自治労** 職員の希望を最優先し、定年延長も再任用も、仕事と給与を確保してもらいたい。

4. 「働き方改革」を公務職場が率先して推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの趣旨を踏まえ、不払い残業の一扫や時間外勤務縮減の具体策を提言すること。

**人事委** 厚労省のガイドラインに沿って働き方改革を進めていく。

**自治労** 不払い残業、過重労働の法令違反を**労働基準監督機関として強く取り締まり**、是正のための**実効性ある具体策**を任命権者に求めてほしい。

5. 県教育委員会の調査でも教職員の超勤実態は明らかである。超勤を減らすため、タイムカード等で確実に各人の労働時間を把握し、実効ある方策を提示すること。

**人事委** 県立学校は今年度4月から、**各自のパソコンの電源 ON/OFF**で勤務時間を客観的に把握するようになったし、小中学校でも把握できていると聞いている。**部活動**の活動時間も、中教審のガイドラインに沿って改善されたと聞いている。

**愛媛教組** 県立学校で把握できるようになったのはいいが、小中学校では、各自がエクセルの表に入力をしているところが多いので、勤務時間の把握は**客観的な方法**にしてもらいたい。部活動に対する中教審のガイドラインの受け止め方に**市町で格差**がある。土日の活動に練習試合を組むなどが抜け道にならないよう、厳しく任命権者に言及してほしい。

6. 障害のある教職員の法定雇用率を守ることと、働きやすい職場環境をつくるよう言及すること。

**人事委** 中央省庁も愛媛県も不適切な雇用があったことを認めている。県内の学校にも実態調査中であると聞いている。障害者雇用の法令遵守は当然のことだから、10月の勧告・報告に書く、書かないは別にして、守らせていく。

**愛媛教組** **障害者**をネガティブに捉えると、配属されたところがお荷物の扱いをしてしまう。そうではなくて、目が不自由な人は聴力が発達して、反響音から壁の厚さがわかったり、点字を指の感覚だけで読めたりする。耳が不自由な人は手話で会話ができる。何かできないことがあると、**他の能力が発達する**ことがある。その能力を見つけて生かすことを考えてほしい。知人は鉄工所で、製図が読めないが、製図を読んで1個実演してもらおうと、旋盤とか使いこなして、**2個目以降は製品を作り続ける**ことができる。ジョブコーチをつけるなど、工夫すればたくさんの障害者を雇うことができる。2.2%だと45人にひとりだが、**30人以上の学校にひとり**は雇うようにすれば、全体として法定雇用率を守ることができる。

## 子どもたちと教職員の生活を守るため、共に考えましょう!

私たち愛媛教職員組合は、毎年、3団体で愛媛県人事委員会交渉を行っています。

上記に2018年9月の話し合いをまとめました。質問や感想、申し入れに関しまして何か思われることがありましたら、お気軽にご連絡ください。

TEL(089)924-4546 / FAX(089)924-4403 / e-mail [jtuehime@lime.ocn.ne.jp](mailto:jtuehime@lime.ocn.ne.jp)

HP <http://jtuehime.sakura.ne.jp/>

愛媛教職員組合 書記長 堤 剛

